

(水利使用：第23条)

1 河川の名称

〇〇級河川〇〇川水系〇〇川

2 水利使用の目的

〇〇用水

3 取水口、注水口又は放水口の位置

取水口：〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇番〇〇地先（〇〇川左岸）

4 取水量等 受益面積〇〇ha

区分 \ 期間	〇〇期	〇〇期	〇〇期
	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日～〇月〇日
最大取水量（ m^3/s ）	〇〇	〇〇	〇〇
一日最大取水量（ m^3/d ）	〇〇	〇〇	〇〇

5 取水の方法

〇〇揚水機場より〇〇用水は〇〇川から取水する。

揚水規模としては〇〇、〇〇の揚水機を計2台設置している。

6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘 要
〇〇揚水機場	〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇番 〇〇地先（〇〇川左岸）	〇〇	〇〇 m^2	

7 土地の掘さく等

種 類	場 所	土 地 の 面 積	摘 要

8 水利使用の期間

自 令和〇〇年〇月〇日

至 令和〇〇年〇月〇日（許可の日から10か年）

9 工期

自 令和〇〇年〇月〇日

至 令和〇〇年〇月〇日（許可の日から〇〇か月）

備考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立法メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立法メートル）とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差、及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に86,400秒を乗じて得た量と一日最大取水量が異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量（一定期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用水量が異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量は一日平均取水量を定めて水利利用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。
 - (8) その他責任放流量等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他土地の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。

5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載、かつ、変更する事項については、変更前のものとを赤色で併記すること。

添付図書（ダム設置以外）

一 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

二 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

(イ) 治水

(ロ) 関係河川使用者（法第28条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）

(ハ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

(ニ) 漁業

(ホ) 史跡、名勝及び天然記念物

二 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次に表に掲げる図書

1. 工作物の新築・改築

イ 計算書

(イ) 工作物に関する水利計算書

(ロ) 工作物に関する構造計算書

(ハ) 計画洪水流量及び背水に関する計算書（ダム又は堰以外は不要）

(ニ) 占用面積計算書

ロ 付表

(イ) 水位及び流量表

(ロ) 工程表

ハ 図面

(イ) 位置図（縮尺五万分の一の地形図とする。）

(ロ) 実測平面図

(ハ) 実測縦断面図

(ニ) 実測横断面図

(ホ) 工作物の設計図

(ヘ) 占用する土地の丈量図

(ト) 工事費概算書

(チ) その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書

2 工作物の除却に関する工事計画

イ 図面

(イ) 位置図（縮尺五万分の一の地形図とする。）

(ロ) 工作物の構造図

ロ 工事の実施方法を記載した図書

ハ 工事費概算書

二 その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書

三 法第三十八条※ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

四 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六 第三十九条※2ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により

同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書

※（水利使用の申請があつた場合の通知）

第三十八条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条の許可又は第二十六条第一項の許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条及び第二十四条から第二十九条までの規定による許可を受けた者並びに政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

※2（許可等の同時申請）

第三十九条 法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の規定による許可又は法第二十三条の二の登録を受けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する他の行為についてこれらの規定による他の許可又は登録を必要とするときは、これらの許可又は登録の申請は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。